



県章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

収用委員会事項

○公示による通知・2件..... 1

収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第19号

使用しようとする土地 嘉手納町字東野理原350番及び381番

土地所有者 伊是名祥子 アメリカ合衆国ジョージア州アトランタビレッジパークウェイ400ロフト122号室

土地所有者 仲本まき アメリカ合衆国カリフォルニア州マリエータ市パセオ・デル・ソル40120

土地所有者 桑田真幸 グアテマラ共和国イサバル県ロス・アマテス市キリグア村バリオ・トルテックルタ・アル・アトランティコKM204

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項において適用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

嘉手納飛行場その5に係る令和5年9月14日付け審理の開催についての通知書

（注意）上記書類を受領しないときは、令和5年10月24日をもってその書類の通知があったものとみなされます。

令和5年10月3日

沖縄県収用委員会

沖縄県収用委員会告示第20号

使用しようとする土地 嘉手納町字東野理原350番

土地所有者 倉本順子 居所不明ただし、戸籍簿上の住所、大分県別府市大字北石垣1812番地の3

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項において適用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

嘉手納飛行場その5に係る令和5年9月21日付け審理の開催についての通知書

（注意）上記書類を受領しないときは、令和5年10月24日をもってその書類の通知があったものとみなされます。

令和5年10月3日

沖縄県収用委員会

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
---	--